

地域医療体制の維持と医師の健康確保の両立を図り、医師の働き方改革を着実に施行するため、令和6年4月からの勤務医の時間外・休日労働時間上限規制適用後の都内医療機関の状況を把握する。

■対象

- ・三次救急医療機関・二次救急医療機関（大学病院本除く）
- ・分娩を取り扱う病院・診療所
- ・夜間休日急病診療所・休日急患診療所

■調査期間

令和6年7月10日（水）～7月25日（木）

■主な調査項目

- ・派遣医師の減少、救急医療提供体制への影響等
- ・令和5年度長時間労働の医師が在籍する医療機関、A水準医療機関の特例水準申請意向

■回答率（R7.2月末時点）

- ・未回答医療機関へ提出依頼を行い、2月末までに回答されたものを集計

【三次救急・都指定二次】

91.2%（205病院・1診療所/224病院・2診療所）

【分娩を取り扱う病院・診療所】※診療所10床以上

50.0%（13病院・21診療所/16病院・52診療所）

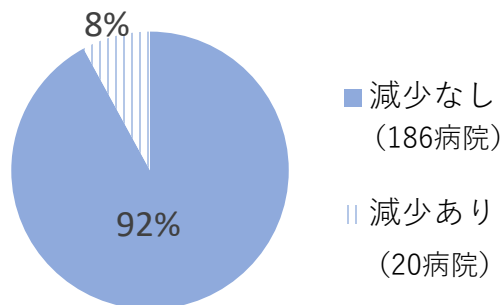
【夜間休日急病診療所・休日急患診療所】

67.5%（52診療所/77診療所）

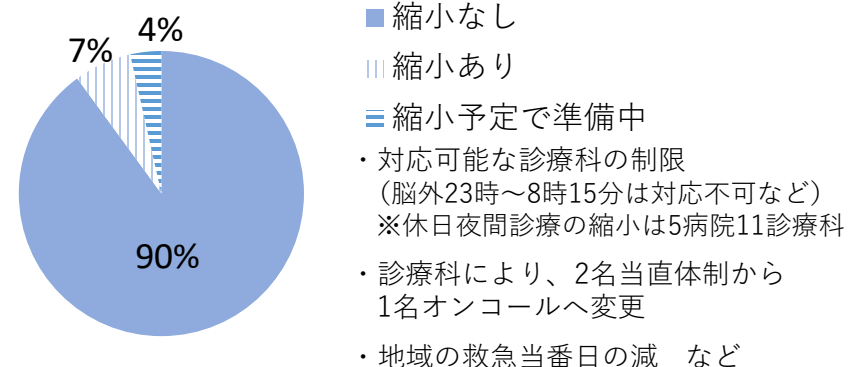
■結果の概要

【三次・都指定二次】

・働き方改革に関連した派遣医師の減少（n=206）



・働き方改革に伴う救急医療体制への影響（n=206）



※上記調査とは別に、救急告示医療機関にヒアリングを実施 回答率80.0%（60病院/75病院）

働き方改革に関連した派遣医師の減少については、減少ありが5%（3病院/60病院）で、救急医療体制への影響について、減少はなかった。

医師の働き方改革施行後の地域医療提供体制等の状況調査について

■調査回答のフォローアップについて（主な意見）

働き方改革の施行に伴う自院の診療体制の縮小等があった（予定を含む）医療機関のうち、地域医療への影響についてコメントのあった医療機関に対し、具体的な状況をヒアリング。

○三次・都指定二次 10 医療機関 ○分娩を取り扱う医療機関 及び 夜間休日急病診療所・休日急患診療所等 該当なし

- ・休日夜間帯について、自院の受入件数が減っていることから、その分地域に負担をかけていると思っている。
- ・宿日直許可を維持できる体制で受入をしているため、受けられる症例がその時の医師の体制によってしまう。
- ・大学から医師の派遣が終了する話があったが、継続してくれているためなんとか体制を維持できている（問題なし）

■令和 6 年度特定対象医師の時間外・休日労働の実態調査

○対象

特定労務管理対象機関（49 病院）

○調査対象期間

令和 6 年 4 月 1 日～9 月 30 日

○主な調査項目

- ・特定対象医師の時間外・休日労働時間の平均・最長時間
- ・960 時間超の人数見込み

○回答率

100%

○結果の概要

- ・時間外休日労働時間の年間“最長”時間が
1,860 時間を超える見込みであったのは 4 病院
- ・時間外休日労働時間数が、960～1,860 時間になる
こと見込まれる人数は 606 人

～調査回答を踏まえての都の対応～

- ・該当病院には個別フォローアップを実施し、特定
対象医師の勤務実態詳細及び改善状況をヒアリング
⇒実績は1,860 時間未満となる見込みであることを確認